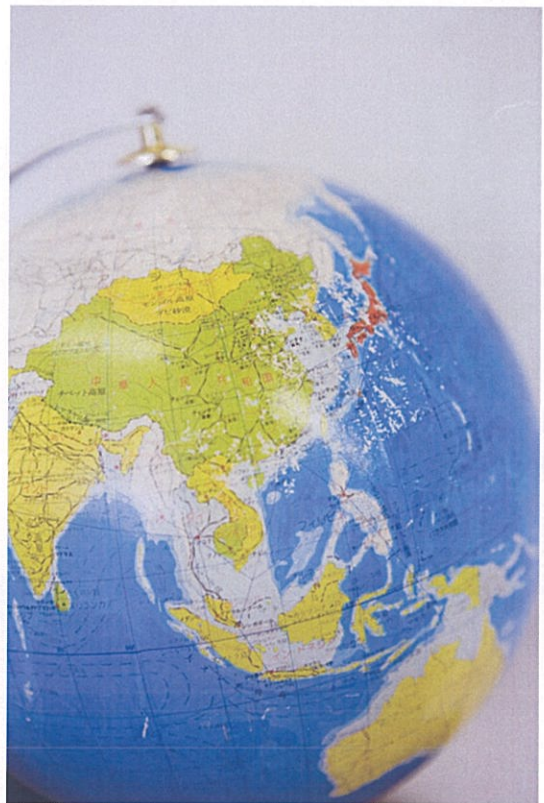


# 福岡県立大学

## 危機管理マニュアル

### 国際交流関係

公立大学法人 福岡県立大学  
2017/7/4



## I. 概要

### (1) 目的

大学が行う国際交流事業等により、学生（留学生を含む）および教職員が、事件、事故等に巻き込まれ、被災した（あるいはその恐れがある）場合に、大学として、危機管理を行う組織的手順を定めることにより、危機の発生原因、危機管理上の留意点等を明らかにしつつ、その後の危機に対する分析力と対応策についてのノウハウの蓄積を行うことを目的とする。

### (2) 危機管理上の基本方針

- ①レベル判定に応じ、必要な組織を立ち上げることにより、全学的に危機に対応する。
- ②情報の共有に努める。
- ③平常時から教職員の危機管理意識の向上と学生の危機管理意識の啓発に努める。
- ④危機管理に関する取組等を点検・見直す仕組みを構築する。

## II. 日本人留学生の平常時の対応

### (1) 留学生が渡航前に行うべき事項

- ・留学生は危機発生の可能性があることを十分認識し、危機発生時のシミュレーションを行う。
- ・海外留学中の危機に備える保険（例：海外旅行傷害保険・学生総合共済等）に加入する。
- ・航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。
- ・「旅レジ」への登録を行う。  
旅レジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
- ・国際情勢の変化や動向について把握する。
- ・渡航先の現地安全情報（例：外務省・在外公館のHPを活用）を把握する。

### (2) 留学生が渡航後に行うべき事項

・留学生は現地到着後、直ちに在留届を提出する。電子届出もしくはFAX、在外公館に直接提出する。災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるように旅券法により、3ヶ月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務づけられている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3ヶ月未満でも届け出るようにする。

外務省：インターネットによる在留届電子届出システム  
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

- ・緊急連絡先（留学・研修先等の電話番号や住所など）を記したメモ等を外出の際は必ず携帯する。
- ・緊急時の家族、大学への連絡体制の確認も行う。

・現地での日本人コミュニティとの連絡（日系企業駐在員等の現地生活のサポート機関として、日本人商工会議所等が事務局となって、日本人会が形成されていることがある。緊急連絡網等も作成されていることがあるので、長期滞在となる場合、このような日本人コミュニティとの連絡をとっておくことを勧める。）

### Ⅲ. 日本人留学生が国外において被災した場合

事例：A大学（協定校）へ留学中の学生が、通学途中の交通事故により、生死不明のまま病院に搬送されたとの一報が入った。

#### （1）初期対応・情報収集

##### ①状況把握

第一報を受けた者は事案の事実確認を行うとともに関係機関（協定校、外務省、その他留学生）から情報収集、整理し、その内容を学務部学生支援班長に報告します。

##### ②危機管理レベルの判定（別表1参照）

連絡を受けた学生支援班長が、速やかに学務部長および担当理事等に報告します。担当理事等は、関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（学生危機対策本部設置など）を検討します。

#### （2）学生危機対策本部

##### ①構成員・指揮命令系統（別表2参照）

学生危機対策本部（以下「本部」という）の構成員及び指揮命令系統については、別表2のとおりとします。

##### ②被害状況の把握

本部は、現地派遣先大学及び在外公館と連絡を密にし、被害状況の把握を行います。また、現地に教職員を派遣することを検討します。現地対応のため教職員の派遣が必要な場合は、直ちに派遣者を決定し、出張命令、パスポート取得、航空券及び宿泊先等の手配を行います。

##### ③部局等への対応の指示

本部は、当該学生やその保護者等への対応について、関係部局へ適切な指示を行います。また、保護者等が現地へ同行する場合は、航空券や宿泊先の手配、現地での対応などについて迅速に支援します。

#### （3）連絡体制

##### ①保護者等の関係者への連絡

本部は、学生の所属する学部を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡します。

## ②保険会社への連絡

本部は、保険会社（海外旅行傷害保険などに加入している場合）に、家族と相談の上、事故の状況や本人の状態、搬送先などについて情報提供します。

## （４）学外対応

### ①学生・保護者等関係者への対応

本部及び現地対応のために派遣された教職員は、保護者等親族、現地派遣先大学の担当者、病院、在外公館、保険会社と連絡相談を行い、その後の対応方法を決定しながら対処します。負傷（死亡）した学生及びその保護者等の関係者へ見舞い等の対応は、原則として所属する学部長が行うこととしますが、状況に応じて、学生危機対策本部と調整を行い、対応を検討します。

### ②報道機関等への対応

報道機関等外部への対応は広報担当者が行います。また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

### ③県・文部科学省等への報告

担当理事等の指示により、学務部長は事故の概要を県や文部科学省等へ報告し、その後も状況に応じて報告します。

## （５）事後対応・再発防止

### ①負傷者等への対応

レベル３に判定されれば、被害者相談窓口を設置し、負傷した学生等に対して、学校医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心身のケアを行います。

### ②帰国（・復学）に際しての配慮

学生が帰国する際には、出来るだけスムーズに帰国し、復学できるようなケアを行います。

## IV. 外国人留学生在国内において被災した場合

事例：留学生３人が北海道に旅行中、歩道で信号待ちをしていたところに、赤信号を無視した自家用車がつっこんできた。一人は即死、もう一人は意識不明の状態に搬送され、もう一人は軽傷であると現地の警察から学生支援班に連絡が入った。なお、軽傷の留学生は日本語ができず、ショックで食事もできない状態である旨報告があった。

## （１）初期対応・情報収集

### ①状況把握

第一報の連絡を受けた者は、事案の事実確認を行うとともに、関係機関（警察、消防署、病院等）から情報収集、整理し、その内容を学務部学生支援班長に報告します。

### ②危機管理レベルの判定（別表３参照）

連絡を受けた学生支援班長が、速やかに学務部長および担当理事等に報告します。担当理事等は、関係者を招集し、危機管理レベルの判定を行い、今後の対応（学生危機対策本部設置など）を検討します。

## （２）学生危機対策本部

### ①構成員・指揮命令系統（別表４参照）

学生危機対策本部（以下「本部」という）の構成員及び指揮命令系統については、別表４のとおりとします。

### ②被害状況の把握

本部は警察、消防署、病院等関係機関と連絡を密にし、被害状況の把握を行います。また、現地に教職員を派遣することを検討します。現地対応のため教職員の派遣が必要な場合は、直ちに派遣者を決定し、出張命令、航空券及び宿泊先等の手配を行います。なお、この場合日本語のできない留学生がある場合は、教員に協力を求めることもあります。

### ③部局等へ対応の指示

本部は、当該学生やその保護者等への対応について、関係部局へ適切な指示を行います。

## （３）連絡体制

### ①協定校への連絡

本部は、協定校担当者を通じて、保護者等の関係者に事故の状況や本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡します。家族が来日する場合、他に手続きのできる者がいない場合、ビザ等の諸手続きを代行すると共に宿舍の確保につとめます。

### ③在日外国大使館への連絡

本部は、在日外国大使館等に本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡し、適切な指示を仰ぎます。

### ④県・文部科学省等への連絡

必要に応じ、県へ報告を行います。また、死傷した留学生が国費の留学生であれば、文部科学省に本人の状態、搬送先や大学の対応について連絡し、適切な指示を仰ぎます。

## （４）学外対応

### ①被害者等への対応

本部及び現地対応のために派遣された教職員は、保護者等親族、現地派遣元大学の担当者、病院、在日外国公館、保険会社と連絡相談を行い、その後の対応方法を決定しながら対処します。負傷（死亡）した学生及びその保護者等の関係者へ見舞い等の対応は、原則として所属する学部長が行うこととしますが、状況に応じて、学生危機対策本部と調整を行い、対応を検討します。

### ②報道機関等への対応

報道機関等外部への対応は広報担当者が行います。また、報道機関への説明が必要な場合や多数の報道機関から取材要請がある場合には、必要に応じて記者会見を行います。

③在日外国大使館への報告

担当理事等の指示により、学生支援班は事故の概要を在日外国大使館等へ報告し、その後も状況に応じて続報を入れます。

④県・文部科学省等への報告

担当理事等の指示により、学務部長は事故の概要を県及び文部科学省等へ報告し、その後も状況に応じて報告します。

(5) 事後対策

①被害者等への対応

レベル3に判定されれば、被害者相談窓口を設置し、負傷した学生等に対して、学校医やカウンセラー等の専門家に対応を依頼する等、連携を図りながら心身のケアを行います。

②被害者の家族への対応

③弁護士、保険会社への対応

原則として当該学生の所属する学部長や学科長、指導教員等が行うこととしますが、状況に応じて、対応を検討します。

③復学に際しての配慮

学生が復学する際には、出来るだけスムーズに復学できるようなケアを行います。

別表1

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の可能性があるとの情報が入った。</li> <li>・問い合わせがない状態。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生の事実が確認された。</li> <li>・被害者が負傷しているものの、軽傷である。</li> <li>・報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2の状況が複数の学部で発生。</li> <li>・複数の部局の学生が多数負傷した場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷の程度が深刻な事態を招くことまたは死亡したことが判明。</li> <li>・報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</li> </ul>
海外派遣大学等からの情報の収集	学生危機対策本部の設置	学生危機対策本部の設置 被害者相談窓口を設置	学生危機対策本部の設置 被害者相談窓口を設置

別表2

構成員・指揮命令系統

名称	構成員	
学生危機対策本部	◎本部長 国際交流担当理事 ○副本部長 学生生活支援担当理事 △本部員 関係学部長、経営管理部長、学務部長、 学生支援班長、保健師	
連絡調整窓口（対策本部が立ち上がるまで）	学生支援班	
学外担当窓口	派遣元大学	学生支援班
	関係保護者	学生支援班長
	文部科学省、外務省、県等	学務部長
広報担当者（報道等対応）	経営管理部長	
被害者相談窓口	対策本部が指名する者	

別表 3

レベル表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の可能性があるとの情報が入った。</li> <li>・問い合わせがない状態。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の発生の事実が確認された。</li> <li>・負傷者の数と負傷の程度が深刻な事態を招くものではない。</li> <li>・学生または保護者、学外者からの問い合わせが少数である。</li> <li>・報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2の状況が複数の学部で発生。</li> <li>・複数の部局の学生が多数負傷している場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の数や負傷の程度が深刻な事態を招くことが判明（負傷者・死者の数、負傷の程度等）。</li> <li>・負傷の程度は深刻な事態を招くほどではないが、負傷者が多数である。</li> <li>・学生または保護者、学外者から問い合わせの電話またはメールが多数届いた。</li> <li>・報道機関から事故の事実について照会または取材の申し込みが殺到している。</li> </ul>
警察、消防署、病院等による情報の収集 報道機関、ニュース等による情報の収集	学生危機対策本部の設置	学生危機対策本部の設置 被害者相談窓口を設置	学生危機対策本部の設置 被害者相談窓口を設置

別表 4

構成員・指揮命令系統

名称	構成員	
学生危機対策本部	◎本部長	国際交流担当理事
	○副本部長	学生生活支援担当理事
	△本部長	関係学部長、経営管理部長、学務部長、学生支援班長、保健師
連絡調整窓口（対策本部が立ち上がるまで）	学生支援班	
学外担当窓口	派遣先大学、領事館	学生支援班
	関係保護者	学生支援班長
	文部科学省、外務省、県等	学務部長
広報担当者（報道等対応）	経営管理部長	
被害者相談窓口	対策本部が指名する者	